

回 覧											

令和7年5月

町内会・自治会の皆様へ

盛岡市総務部危機管理防災課

指定緊急避難場所の改修工事等に伴う休止について（お知らせ）

日頃から当市の防災行政の推進に、格別の御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

次の施設について、改修工事の実施に伴い、工事の期間は使用できなくなることから、指定緊急避難場所の休止を行いますので、お知らせいたします。

※指定緊急避難場所とは・・・

住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、地震、洪水などの災害種別ごとに指定しているものです。

記

1 工事により使えなくなる指定緊急避難場所

土淵地区活動センター（岩手県盛岡市前潟 4-4-30）

※ 災害種別：地震の際の避難場所

2 休止期間

令和7年5月末から 令和8年5月下旬まで



【もりおか便利マップ】

3 災害種別ごとの近隣の指定緊急避難場所（参考）

災害種別ごとに指定している近隣の指定緊急避難場所は、次のとおりです。配布しております防災マップや「もりおか便利マップ」も併せて確認をお願いします。

【もりおか便利マップ URL】

<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/1037208/1009284.html>

近隣の指定緊急避難場所	洪水	土砂	地震	火事	火山
土淵小・中学校（大規模火災時は屋外運動場）	○		○	○	○

4 留意事項

工事の進捗状況により、休止期間が変更となる場合があります。変更となる場合は、盛岡市のホームページ等でお知らせします。

【お問合せ先】総務部 危機管理防災課 復興推進係
電話 019-613-8386（直通）